事例No.	772
公表年度	H30
団体の属性	一部事務組合等
団体名	栃木県南公設地方卸売市場事務組合

事例区分	公営企業

タグ	・市場事業 ・組織改革 ・公共施設活用

事例種類	民営化・民間譲渡

事例内容・タイトル

市場事業の民営化・民間譲渡

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

市場：事例4

○ 事例名等

事例名	市場事業の民営化・民間譲渡
団体名	栃木県南公設地方卸売市場事務組合
事業名（事業区分）	市場事業
法適用区分	非適用

○団体及び事業の概要

行政区域内人口（人）	455,075	行政区域内面積（㎢）	6,714.11
事業開始年月日	平成5年9月13日	市場種別	地方卸売市場
敷地面積（㎡）	111,327.80	延床面積（㎡）	23,506.7
年間売上高（百万円）	4,177	職員数（人）	4

※上記表中の「行政区域内人口」は、平成30年１月１日時点。「行政区域内面積」は、平成29年10月１日時点。年間売上高は、平成２８年３月３１日時点、それ以外の計数は、H２９年９月末時点

1．取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

栃木県南地域は、昭和50年代後半から都市化に伴う人口急増や道路交通網の発達がめざましく進展し、これに対応する食料品の供給体制の整備が求められるようになり、平成5年9月に当時の2市8町（小山市・栃木市・壬生町・野木町・岩舟町・国分寺町・大平町・藤岡町・都賀町・西方町）の住民に対する生鮮食品の安定供給を目的とした流通拠点市場として、小山市・栃木市内の8市場を統合し「栃木県南公設地方卸売市場」が開設され、県南地域の流通拠点市場として消費者へ食料品の安定供給の役割を果たしてきたが、卸売市場を取り巻く環境は、食生活の変化、交通網の発展（国道の複線化・高速道路網の整備）、スーパー業界の拡大等により変化し、市場経由・セリ取引の減少等が問題となってきた。

市場運営においても国の政策の変化や顧客の多様なニーズに対応する柔軟さや素早さ、生産者や小売商を保護・育成する新たな発想が求められるようになった。

(2)検討を開始した契機・導入過程

①契機

市場売上高は平成8年度の13,445.3百万円をピークに年々減少、市場活性化を図るため、平成１１年度から検討を開始し卸売業者を指導したが、売上高・入場業者・市場利用者の減少は続いた。

平成17年度からは市場全体の活性化を図るための検討を開始し、民間企業の手法を取り入れることを目的に、平成23年度から指定管理者制度を導入し民間企業による指定管理業務を開始、平成26年度に指定管理第1期事業完了に伴い指定管理事業を含めた、今後の市場運営について検討する検討委員会が設置された。

○市場活性化検討

年度	会議等	備考
11	栃木県南公設地方卸売市場活性化検討委員会設置	
12	「栃木県南公設地方卸売市場における活性化に関する方策について」策定（活性化検討委員会）	
13	栃木県南地方卸売市場青果部及び水産部卸売業者経営改善計画管理委員会設置（活性化に関する方策による）	
15	経営改善計画管理委員会指摘書に伴う改善措置命令 事務組合⇒青果部・水産部卸売業者	
17	栃木県南公設地方卸売市場総合的再生計画策定委員会設置	
19	「栃木県南公設地方卸売市場総合的再生計画」策定	
23	指定管理者業務開始（総合的再生計画に基づく）	
26	栃木県南公設地方卸売市場管理運営検討委員会、同部会設置	

○ 栃木県南公設地方卸売市場　売上高・市場内事業者・買受人・買出人推移

年度	市場売上高（百万円）	市場内事業者数		計	市場利用者数		計
		卸・仲卸	関連		買受人	買出人	
8	13,445.30	29	22	51	624	783	1,407
19	7,385.80	24	19	43	436	702	1,138
23	5,575.30	21	16	37	317	559	876
26	4,483.70	18	16	34	301	540	841
27	4,088.10	18	17	35	298	541	839
28	4,176.60	18	17	35	291	528	819

②導入過程

事務組合は、「栃木県南公設地方卸売市場総合的再生計画」に基づき、平成26年度第1期が終了した指定管理の効果や今後の市場運営について検討する「栃木県南公設地方卸売市場管理運営検討委員会・同部会」を設置、民営化を含めた市場運営について検討。 委員会は平成28年3月、民営化が望ましいとした「栃木県南公設地方卸売市場のあり方について(報告)」を事務組合議会に報告、平成28年度から「栃木県南公設地方卸売市場民営化推進委員会・同部会」を設置し、平成29年10月1日からの民営化を目標に、平成28年8月民営事業者を公募し11月に民営事業者を選定。

平成29年2月・6月に構成3市2町議会の議案議決、8月、栃木県に公設地方卸売市場の廃止届、民間企業の開設許可申請、平成29年10月1日から民間企業により地方卸売市場が開設され運営が始まった。

経過

年度	委員会	部会	市場協力会	事務組合議会	※3構成3市2町議会	
25				委員会の設置説明 3月		
26	①	①、②		委員会設置報告 6月		
(管理運営検討委員会)	②	③	会設置報告			
	③	④				
※1	④	⑤				
27	⑤	⑥～⑨				
	関係者アンケート調査 8月		調査説明			※4
	⑥、⑦	⑩～⑭	あり方説明	あり方説明(議設)10月	あり方説明(議設)11月	※5
	パブリックコメント(市民他)			結果報告・規約改正説明		※6
28	①、②	①～⑤	公募説明	規約改正議決・公募説明	議案:事務組合規約改正	※7
(民営化推進委員会)	公募					※8
	③、④審査	⑥～⑧審査	結果説明	公募結果報告		※9
※2	⑤	⑨、⑩		議案議決結果・予定説明	規約改正、解散、財産処分	※10
29	⑥	⑪～⑬	民営化説明		事務の委託・受託、財産貸付	※11
	⑦	⑭	基本方針説明	事務組合議会解散		
10月1日	H29/9/30公設市場廃止、10/1民間企業による市場開設					

※1. 栃木県南公設地方卸売市場管理運営検討委員会・同部会
委員会:事務組合管理者・副管理者・議会議員・職員、学識経験者(市場関係・消費者関係)、指定管理者
部会:構成市町担当部長・担当課長、アドバイザー

※2. 栃木県南公設地方卸売市場民営化推進委員会・同部会
委員会:事務組合管理者・副管理者・議会議員・職員、学識経験者(市場関係・消費者関係)
部会:構成市町担当部長・担当課長、アドバイザー

※3. 構成3市2町:市町合併により、平成26年4月5日以後、小山市・栃木市・下野市・壬生町・野木町

※4. 市場関係者アンケート調査対象:卸・仲卸・関連事業者、買受人・買出人・生産者(出荷者)

※5. あり方説明:検討結果は市場公設民営化(土地・建物は構成3市2町が所有、開設は民間企業)
構成3市2町議会、市場協力会全体会議において内容説明

※6. 「栃木県南公設地方卸売市場のあり方について」パブリックコメントの実施
〇周知:構成3市2町広報紙、地方新聞1社
〇閲覧・意見募集:事務組合事務室、構成3市2町担当課窓口、県南市場ホームページ

※7. 構成3市2町第2回議会議案
〇事務組合規約改正、下線を追加
地方卸売市場の管理運営<u>及び廃止(民営化に関する公募に係る事務を含む)</u>に関する事務を共同処理する。

※8. ※9. 公募 〇周知:県南市場ホームページ、構成3市2町ホームページ、業界新聞1社
〇現地説明会:4社参加 〇公募申込:2社 〇選考:書面審査・公募企業プレゼンを経て決定

※10. 構成3市2町第1回議会議案
〇事務組合規約改正、第5章を加える
<u>第5章 解散に伴う事務の承継 第13条 事務の承継については、関係市町の協議。</u>
〇事務組合の解散:平成29年9月30日限りで解散
〇事務組合解散に伴う財産処分:固定資産(土地・建物)、備品

※11. 構成3市2町第2回議会議案
〇財産の貸付:卸売市場の固定資産(土地・建物)の貸付
〇事務の委託・受託:事務組合の解散に伴う事務の委託(2市2町)、受託(1市)

2．取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい

市場事務組合の予算、負担金等の決定は構成3市2町の議決、且つ、事務組合議会により議決されるため、公共性、公平性を担保した市場運営ができる。 運営には、一定の企業性の発揮が求められ、かつ、収入源である施設使用料・売上高使用料への価格転嫁は困難であったため、入場業者・市場売上高の減少により、構成3市2町負担金は増加した。

市場活性化を図るため指定管理者制度を採用し、指定管理者第1期(平成23年度～平成25年度)終了後、平成26年度に学識経験者(市場・消費者)、指定管理者を委員に加えた委員会を設置し、指定管理者制度の効果と今後の市場運営について検討をおこなった。

委員会において、 学識経験者からは、市場流通や消費生活の変化、公設市場の民営化事例等の情報提供があり、市場関係者アンケート調査結果では、変革を望む市場外利用者(買受人・買出人・生産者)、変革を不安に思う市場内業者(卸・仲卸・関連)という対照的な結果となり、また、指定管理者の業務(現施設の維持管理・市場有効活用提案・市場内業者の指導育成)と事務組合の業務(市場予算管理・組合議会運営・市場運営の最終決定)について、指定管理者の業務は限定され、市場運営方針は開設権を持つ事務組合が最終決定を行うため、予算を伴う活性化対策は限定され、また、迅速性を欠き時期を逸する恐れがあるとされた。

委員会・部会で検討された結果、経営理念をもった民間業者に県南市場の経営を任せることで、市場施設の弾力的運用による市場活性化が期待できると判断され、民営化の選択肢として先進事例から、①公有のまま民営化、②市場規模を縮小して民営化、③民間に売却して民営化が検討され、①の公有のまま民営化が選択された。

以上の結果を「栃木県南公設地方卸売市場のあり方」として委員会でまとめ、平成27年10月～11月にかけて、構成3市2町議会議員、市場内業者で構成される市場協力会に説明し、パブリックコメントを経て平成28年3月開催の事務組合議会に報告し、民営化を推進する委員会・同部会を設置した。

平成28年度～平成29年10月1日までの事務の流れは②の導入過程の通りである。

(2)効果

事務組合には構成3市2町の派遣職員4名が配属されていたが解散により派遣元に戻った。民営化後は、事務受託市に担当職員が1名となり、市場運営に関わる職員は3名の減となり人的資源の削減が出来た。

市場運営にかかる費用収支は、事務組合が運営していた時は構成市町の負担を求める赤字運営であった。民営化後、第1期（平成29年10月1日～平成30年9月30日）において、施設有効活用を図るため、開設者主導による市場内業者の配置換えが行われた。第1期の収支は約16．0百万円の黒字であり、安定した市場運営が行われたと評価された。

3．他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点

〇公設地方卸売市場から民営地方卸売市場へ移行する事務の流れ。

〇事務組合解散の事務手続き。

〇民営化後の市場運営を評価するために学識経験者・市場内業者・構成市町職員から構成される評価委員会の設置。

(2)今後の課題等

〇民営化された市場の運営状況を評価する評価委員会を設置したが、平成30年度評価委員会で、今後の課題として財務評価ばかりでなく項目を定めた評点評価の検討を求められている。

〇県南市場は生鮮食品の安定供給を目的とした流通拠点市場として位置づけられ、施設・土地は構成3市2町所有となっている。 施設の老朽化に伴う維持管理費用や施設有効利用に伴い発生する必要経費に対し、構成3市2町が負担する費用の範囲について取り決め事項が必要である。

〇問合せ先

担当課	栃木県小山市産業観光部農政課		
TEL	0285-22-9255	MAIL	d-nosei@city.oyama.tochigi.jp